

# 佐久市臼田学園改善検証報告書

令和6年2月16日

佐 久 市

はじめに

本報告書は、令和5年3月24日に設置した佐久市障害者支援施設臼田学園改善検証委員会（以下、「改善検証委員会」という。）からの報告、提言を受け、佐久市障害者支援施設臼田学園（以下、「臼田学園」という。）の設置・運営している佐久市（以下、「市」という。）として、再発防止に向けた取り組みをまとめたものです。

また、令和5年1月及び2月に長野県（以下、「県」という。）及び市で認定した障害者虐待事案以外に、改善検証委員会から虐待に該当する旨の報告により、新たに市で認定しました障害者虐待事案について、また、利用者の骨折の検証結果について、併せて報告するものです。

新たに虐待事案がありましたことにつきまして、利用者並びに保護者の皆様、また市民の皆様に多大なるご迷惑、ご心配をお掛けいたしましたことを深く反省し、お詫び申し上げます。

## 1 改善検証委員会の経過

不適切事案及び再発防止対策について客観的な検証及び評価を行うとともに、再発防止対策を効果的なものとするため、「佐久市障害者支援施設臼田学園改善検証委員会設置要綱」（資料1参照）に基づき、改善検証委員会を設置しました。

### （1）委員会の開催状況

第1回	令和5年	3月24日	（金）	オンラインにて
第2回	令和5年	4月27日	（木）	臼田学園にて
第3回	令和5年	6月1日	（木）	佐久市役所にて
第4回	令和5年	8月1日	（火）	佐久市役所にて
第5回	令和5年	10月3日	（火）	佐久市役所にて
第6回	令和5年	11月10日	（金）	臼田学園にて
第7回	令和5年	12月14日	（木）	佐久市役所にて
第8回	令和6年	1月5日	（金）	佐久市役所にて

## (2) 改善検証委員会名簿

本委員会の委員は、下記の各団体に推薦を依頼し、各団体より各委員の推薦がありました。委員長及び副委員長は委員の互選により選定されました。いずれの委員についても臼田学園と利害関係を有しておりません。

### 記

学識経験者	公立大学法人 長野大学	中村 英三 (委員長)
法律関係者	長野県弁護士会	塚田 雅彦 (副委員長)
社会福祉関係者	公益社団法人 長野県社会福祉士会	勝又 小百合
社会福祉関係者	一般社団法人 長野県知的障がい福祉協会	小林 彰
社会福祉関係者	特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会	松澤 重夫

## 2 不適切事案等の概要

### (1) 新たな虐待認定について

改善検証委員会により、調査、検証を実施した結果、「利用者が他の利用者の排泄介助の一部を行っていた」事案について、虐待に該当する旨の報告がされました。

同報告を重く受け止め、市による調査を実施しましたところ、4～5年前まで利用者が排泄介助中の他の利用者の身体を抑える、排泄介助後のオムツを捨てるといったことがあったとの事実の確認にいたりました。そこで、市は、令和6年1月30日付けで、同事案について、新たに放棄・放置（ネグレクト）、性的虐待、心理的虐待の認定をしました。

なお、不祥事発覚後の対応経過の詳細は、資料2をご参照ください。

### (2) 利用者の骨折について

利用者の骨折につきましては、令和4年度に行われた県及び市による調査の結果、虐待と認定しうるだけの証拠や証言を得ることができず、虐待に該当すると

の認定には至りませんでした。

改善検証委員会においても、利用者の骨折について検証をいただきました。改善検証委員会による検証結果の概要は、次の通りです。

利用者は令和4年11月1日の夕食準備中、食事をとる予定であった作業室にて転倒し、それが原因で左上腕を骨折したと考えられる。転倒理由として、利用者が何かに躓く等して自ら転倒したとは考えられず、何らかの外部からの力が加わったことにより転倒したものと考えられる。しかし、他者からの故意による行為か過失による行為かは断定ができないとのことでした。即ち、改善検証委員会の検証においても、利用者の骨折について虐待に該当するとの判断には至りませんでした。

改善検証委員会より、本事案について11月1日に利用者が転倒した時点での所要の対応、報告等を速やかに行わなかった点、学園において統一的な支援手法、マニュアルの運用の徹底がなされていなかった点が問題との指摘がなされております。

本事案について、改善検証委員会による検証の結果及び見解について、佐久警察署にも報告をいたしました。

### 3 再発防止に向けた取り組み

臼田学園長より市福祉事務所に提出された改善計画書においては、①権利意識について②利用者の支援について③風通しのよい職場環境について④人材育成について、4つの観点より、再発防止に向けた具体的な取り組みを示されました。

その後も、市は、臼田学園から改善計画書記載の再発防止策が実践されているのか、随時、進捗状況の報告を受けております。

市より改善検証委員会に改善計画書及び再発防止策実践の進捗状況を報告しました。改善検証委員会からは、改善計画書の考察内容を概ね評価できる内容であると

の評価をいただくとともに、再発防止策、改善策について、下記のとおり提言をいただきました。

## 記

### (1) 権利意識について

#### ア 各種委員会、検討会議等

事故等防止検討委員会、虐待防止等検討委員会、業務改革検討会議、身体拘束検討委員会等について、引き続き定期的な開催を行い、より良い支援へつなげていただきたい。

虐待防止委員会等について、外部委員の登用（オブザーバーを含む）も積極的に検討されたい。

#### イ 日誌の整備等

本委員会による指摘後、臼田学園の業務日誌が作成されたことから、引き続き日々の記録等を行い、適切な支援に活かされたい。

適切な記録の作成等に関する研修も行われたい。

#### ウ 各種研修等への参加

長野県知的障がい者福祉協会代表者会議、各種施設長研修、キャリア形成訪問指導事業講師派遣制度を引き続き活用し、各種研修への積極的に参加していただきたい。

#### エ 見守りカメラの設置

既に実施されているとおり、使用方法については丁寧な説明等を行い、利用者のプライバシー等に配慮しながら事故防止に役立てていただきたい。

#### オ 実習生の受け入れ

実習生等、外部者の受け入れを積極的に行い、教育その他の分野とも交流を図りながら、人材育成にも寄与していただきたい。

#### カ 地域移行の在り方についての見直し

臼田学園の閉所が予定されていることを前提としたような、単なる事業所の変更には留まらないよう留意されたい。

利用者の意向をアセスメントした上での検討を行っていただきたい。

## (2) 利用者の支援について

### ア サービス等利用計画の見直し

基本情報の整理、アセスメントを行う中で、現在の事業所以外の利用を望む声があるかどうか、再アセスメントを行い、より良い支援を目指して支援計画の作成を行っていただきたい。

その他の福祉サービス等の利用を望む声や夢、希望等があった場合には、その実現に向けた調整を行っていただきたい。

実現に困難がある場合にも、現在資源が無い場合は実現できないとあきらめるのではなく、それが実現される様に資源開発や地域啓発、地域づくりを行っていただきたい。

相談支援専門員の業務については、臼田学園利用者のみサービス等利用計画作成だけでは、余剰の時間が確保できると考えることから、臼田学園以外の利用者の利用計画作成等を業務とすることや、入所施設を利用する利用者のサービス等利用計画の持つ意味合いを慎重に捉えていただく等、画一的な業務にならないように取り組まれない。

### イ 事業所への掲示、装飾、設備配置の変更等

利用者の安全のためや、生活の充実等のための事業所内の掲示、装飾、設備配置の変更等の工夫を引き続き行い、利用者視点に立って検討を進めてもらいたい。

### ウ 利用者の呼称

利用者と呼ぶ際、「…さん」と呼ぶよう意識しているとのことであり、引き続き留意いただきたい。

## エ 他の事業所訪問

他の事業所訪問、見学が実施されており、今後も他の事業所等からの情報も得ながら、より良い環境づくりを行っていただきたい。

## オ レクリエーション、旅行等の行事

地域の催しへの参加の計画、家族交流会、バスでの外出、公園・食堂や書店等への外出、お楽しみ会等の開催について、引き続き利用者の希望を踏まえ、計画的に行事の実施が出来るよう、職員の連携構築を進めていただきたい。

行事企画の担当等も役割分担を定めて、各職員の企画力も同時に高めていただきたい。

## カ 施設補修、整備等

段差解消、エアコン設置、車いす利用者に配慮した入口の戸の補修、トイレへのつい立設置等の取り組みが確認され、今後も必要な環境整備等を行っていただき、佐久市においてはそのための予算措置も行っていたいただきたい。

## キ 利用者の意向確認

既に実施されているとおり、利用者の意思決定に基づく支援計画を行い、意思決定支援に関する研修等の実施又は職員において受講していただきたい。

個別支援計画の作成に関しては言及がされていないが、個別支援計画は、事業所としてサービス提供内容を利用者に示す重要な書類であるとともに、職員間で支援の意思統一を図るための大切なツールでもある。このことを理解し、個々の状況に即した個別支援計画を作成し、利用者の夢や希望を実現させるとともに、単に支援の指導書のような文面にならないよう留意されたい。

## (3) 風通しの良い職場環境について

### ア 支援会議の内容、開催時間、準備等

多くの職員が支援会議に参加できるような開催形態の工夫や、利用者の問題行動や課題だけでなく、利用者の強みを意識する等といった会議内容の改善に

ついて、引き続き開催形態の工夫、会議の目的明確化等に留意されたい。

#### イ 業務改革検討会議

朝礼を再開し、事務所職員と支援員とで利用者の様子や当日の予定等の情報共有のための取り組みについて、今後も現場からの意見等を踏まえてより良い職場環境構築に努めていただきたい。

#### ウ 外部者の来園等

外部者の来園・視察により改善点の助言を受ける等の取り組みについて、引き続き外部の方との関係構築にも努め、助言が求められるように努めていただきたい。

#### エ 職員とのコミュニケーション

管理者による職員一人ひとりとの面談の実施や、職員間で支援の振り返りに関する会話の増加等の報告が確認されたことから、面談等を通じて職員からの要望等も把握し、よりよい支援に結びつくように努めていただきたい。

個別支援計画等も多くの職員を交えて検討していただきたい。

### (4) 人材育成について

障がい者支援団体等が主催する研修、会議等への参加、研修DVD視聴等の取り組みについて、引き続き研修受講を行うとともに、他職員への伝達方法についても検討し、有意義な研修受講、人材育成に努めていただきたい。

その際、研修を受ける事自体が目的にならないよう、職員一人ひとりが自己研鑽に励むことが出来るようにすることが肝要であり、利用者が生活に生きがいを見だし、前向きな人生を送れるよう、職員は日々の研鑽と実践を欠かさないといい情熱をもって支援をしていただきたい。

職員は、利用者一人ひとりの想い、願い等を踏まえ、事業所の支援内容の改善や検討、更には佐久圏域の地域づくり、長野県全体の地域づくりへのステップへと繋がるという視点を必ず持ちつづけていただきたい。

#### 4 職員の処分等について

改善検証委員会からの報告を受け、職員の処分等を次のとおり行いました。

##### (1) 当該職員について

###### ・懲戒処分について

身体的虐待を行った職員 減給 基本給10分の1 2ヶ月

心理的虐待を行った園長 減給 基本給10分の1 2ヶ月

###### ・人事異動について

身体的虐待を行った職員及び園長は、いずれにつきましても学園以外に人事異動をしております。

##### (2) 管理監督職員等

###### ・虐待発生の当時福祉部長 厳重注意（指導上の措置）

今後、市といたしましては、改善検証委員会からの再発防止策、改善策及び改善計画における具体的な取り組み等の実践を継続し、不適切な支援の再発防止、利用者の視点に立ったより良い施設運営の改善に努めて参ります。